

75歳以上 の高齢ドライバーは、

認知機能が厳しくチェックされます！

平成29年3月12日施行

免許証更新時には…

1 「認知機能検査」で「認知症のおそれあり」と判定された人は、専門医の診断が義務づけられます

■現行制度では、免許証更新時の「認知機能検査」で、「認知症のおそれあり」を示す「第1分類」と判定されても、過去1年間に特定の違反行為をしていなければ、専門医の診断を受ける必要はありませんが、改正後は、「認知症のおそれあり」と判定された人全員が専門医の診断を受けなければなりません。



※75歳以上のドライバーが免許証の更新をするためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に「認知機能検査」と高齢者講習を受けなければならない。

※75歳以上は、更新期間満了日での年齢。

2 「認知機能検査」の結果により、高齢者講習の時間が延長されます

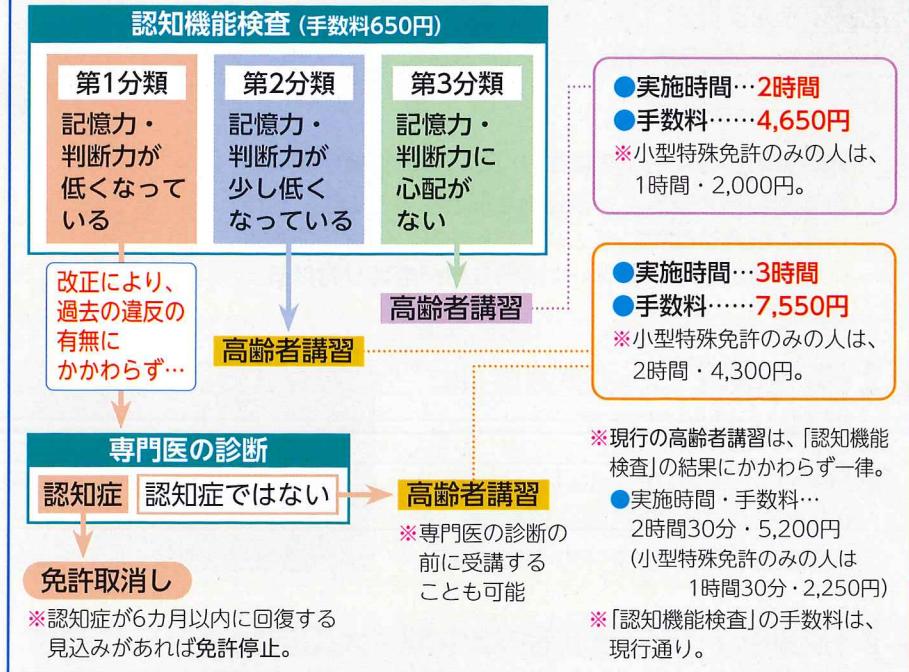
■「認知機能検査」で、「認知症」や「認知機能の低下」のおそれを示す「第1分類」「第2分類」と判定された場合、講習時間が長くなります。



※認知機能に心配がない「第3分類」の人は、講習時間が現行よりも短縮される。

※現行制度では、75歳以上のドライバーに対する高齢者講習の時間は一律。

免許証更新を控えた75歳以上のドライバーの手続き



参考 70歳以上75歳未満の人の高齢者講習は、時間が短縮されます

● 実施時間・手数料…2時間・4,650円 (小型特殊免許のみの人は1時間・2,000円)

※ 現行の講習の実施時間・手数料は、3時間・5,600円 (小特のみは1時間30分・2,250円)

※ 70歳以上75歳未満は、更新期間満了日での年齢。

※ 70歳以上75歳未満のドライバーが免許証の更新をするためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に高齢者講習を受けなければならない。

規定の違反行為をしたら…

1 臨時に「認知機能検査」が実施され、「認知症のおそれあり」と判定された人は、専門医の診断が義務づけられます

■75歳以上のドライバーが、認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為（規定の違反行為）をすると、臨時に「認知機能検査」（臨時認知機能検査）が行われます。



■「臨時認知機能検査」で、「認知症のおそれあり」を示す「第1分類」と判定された場合、専門医の診断を受けなければなりません。

※75歳以上は、規定の違反行為をしたときの年齢。

「臨時認知機能検査」の対象となる違反行為（規定の違反行為）の例

- 信号無視
- 右側通行（逆走）
- 「通行禁止」の道路の通行
- 合図不履行
- しゃ断機が閉じた踏切への進入
- 一時不停止
- 危険なUターンや進路変更
- 横断歩道通行中の歩行者の妨害
- 交差点右折時の直進車・左折車の妨害
- 優先道路や環状交差点内の通行車の妨害
- 徐行場所違反
- 安全運転義務違反

2 「認知機能検査」で「認知機能の低下」があった場合、「臨時高齢者講習」が実施されます

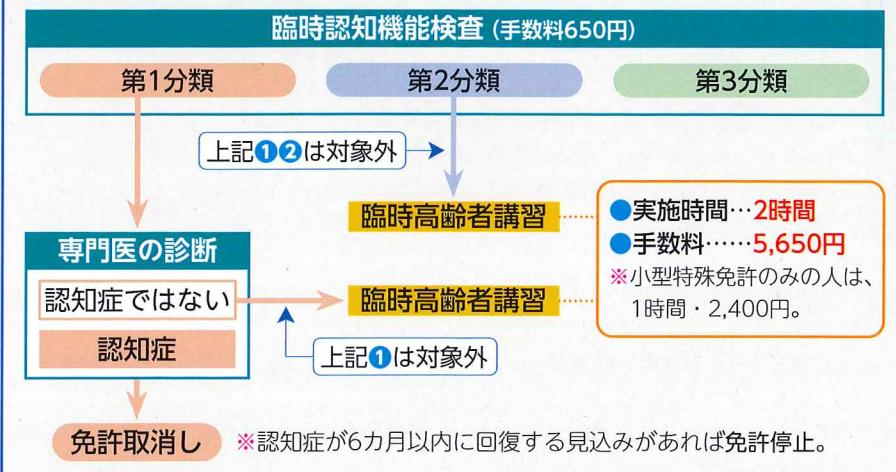
■「臨時認知機能検査」で、「認知症」や「認知機能の低下」のおそれを示す「第1分類」「第2分類」と判定された場合、臨時に実施される高齢者講習（臨時高齢者講習）を受けなければなりません。

■ただし、以下の人は、「臨時高齢者講習」の対象外です。

- 直近に受けた「認知機能検査」の結果が「第1分類」の人。
- 直近に受けた「認知機能検査」の結果が「第2分類」で、「臨時認知機能検査」の結果も「第2分類」の人。

※上記の「認知機能検査」は、「臨時認知機能検査」を含む。

規定の違反行為をした75歳以上のドライバーの手続き



※このチラシに掲載されている講習等の手数料は標準額です。（正式には都道府県の条例で定められます）

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●このリーフレットの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。（インターネット上の掲載を含む）

©SIGNAL 096102P1854・再生紙使用

道路交通法が改正されます

準中型免許が新設



75歳以上のドライバーの認知機能チェックが強化



一般社団法人 三重県指定自動車教習所協会

三重県津市垂水2566 ☎059-223-3030

詳細については、お近くの自動車学校にお問い合わせ下さい。